

総務文教常任委員会資料

平成26年12月2日

企 画 部

企画政策課：

□定住自立圏構想について（P.1）

別冊資料 全国の定住自立圏の取組状況について
（平成26年10月1日現在）

地域情報センター：

□イオ光サービスへの移行について（P.4）

定住自立圏構想について

1 現状（地域をとりまく環境）

三大都市圏も地方圏も人口が減少する「人口減少社会」と少子化・高齢化の急速な進行による、人口構成の大きな変化により、地方圏の将来は、極めて厳しいものと予想される。

そうした中、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。

2 定住自立圏構想推進の基本的な考え方

地方圏から都市圏への人口流失に歯止めをかけ、地方圏への人の流れを創出するため、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

3 定住自立圏形成に向けた手続

(1) 中心市宣言

中心市が、中心市と連携する意思を有する近隣市町村の意向に配慮しつつ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を担う意思を表明する。

① 中心市の要件（H22年国勢調査人口等）

ア 人口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）

イ 昼夜間人口比率（昼間人口を夜間人口で除した数値）：1以上

ウ 地域：三大都市圏の区域外の市

三大都市圏の区域内で、特別区又は指定都市への通勤・通学割合が10%未満の市

② 近隣市町村

中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村

※通勤・通学割合10%以上の要素も考慮して、関係市町において判断。

人口等の状況

	人口 (人)	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間 人口比率
加東市	40,181	40,181	44,378	1.104

隣接市町等からの通勤・通学者（15歳以上）の状況

市町名	人口 (人)	通勤・通学 者総数 (人)	加東市への 通勤・通学 者数 (人)	加東市への 通勤・通学 割合 (%)
西脇市	42,802	10,765	2,654	24.7
三木市	81,009	18,731	1,153	6.2
小野市	49,680	10,695	2,432	22.7
加西市	47,993	12,973	1,493	11.5
多可町	23,104	4,956	809	16.3
三田市	114,216	26,113	677	2.6
篠山市	43,263	11,926	135	1.1

(平成22年国勢調査)

(2) 定住自立圏形成協定の締結

人口定住のために必要な生活機能を確保するため、中心市宣言を行った中心市と近隣市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の視点から連携する取組について、関係市町村の議会の議決を経て、協定を行う。

3つの視点ごとの政策分野のうち1つ以上について、連携する具体的取組を規定する。

① 「生活機能の強化」に係る政策分野

- ア 医療
- イ 福祉
- ウ 教育
- エ 土地利用
- オ 産業振興

② 「結びつきやネットワークの強化」に係る政策分野

- ア 地方公共交通
- イ ICTインフラ整備
- ウ 交通インフラ整備
- エ 地産地消
- オ 交流移住

③ 「圏域マネジメント能力の強化」に係る政策分野

- ア 中心市等における人材の育成
- イ 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
- ウ 圏域内市町村の職員等の交流

(3) 定住自立圏共生ビジョンの策定

中心市が、生活機能確保の役割を担う民間や地域の関係者、圏域住民で構成する「圏域共生ビジョン懇談会」での検討を経て、協定締結した他の市町村との協議の上、定住自立圏共生ビジョンを策定し、圏域の将来像や、具体的な取組内容及びその成果を決める。

① 定住自立圏共生ビジョンに記載する主要事項

ア 定住自立圏の将来像

イ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取組

ウ 定住自立圏共生ビジョンの期間

おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

② 圏域共生ビジョン懇談会の構成員の例

ア 医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者

イ 大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者等

(4) 定住自立圏共生ビジョンに基づいた具体的取組の展開

中心市及び近隣市町村が役割分担した上で、具体的な取組を展開する。

(5) 定住自立圏共生ビジョンの見直し

取組の成果を勘案しながら、毎年度見直しを行う。

4 定住自立圏推進に向けた主な財政措置

(1) 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

ア 中心市については、1市当たり年間8,500万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定する。

イ 近隣市町村については、1市町村当たり年間1,500万円を上限とする。

(2) 地域活性化事業債の充当

圏内全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当する。

(充当率：90%、交付税算入率：30%)

(3) 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

圏域外における専門性を有する人材を活用するための経費を対象とする。

1市町村当たり年間700万円を上限とする。(最大3年間の措置)

イオ光サービスへの移行について

1. 移行説明会の開催状況について

1) 説明会：平成26年9月～平成26年12月
市内28か所で37回開催

2) 個別説明会：平成26年11月～平成26年12月
市内50か所で開催

2. 移行推進期間等について

- 1) 期間：平成27年1月～平成28年3月
- 2) 特典：標準工事費、初期手数料（3,240円）が無料です。
- 3) イオ光ネット同時加入：タブレット端末または商品券15,000円分が進呈されます。

3. 加入手続きについて

- 1) 平成26年12月に地域情報センターからケーブルテレビ加入者に、イオ光サービスの加入申込書を送付します。平成27年1月から加入の受付を開始します。
- 2) 平成27年1月から専用受付窓口を地域情報センター内に設置します。

4. 加東ケーブルビジョン（公設公営方式での）の事業終了について

- 1) インターネット：平成28年3月
- 2) テレビ（地上波、BS・CS放送、自主放送）：平成29年3月
- 3) 音声告知放送：平成29年3月
※現IP電話はイオ光サービスへ移行後は使用できません。
※平成29年4月から市防災行政無線に移行します。

5. イオ光サービスの開始時期について

平成27年4月から地上波、BS・CS放送、自主放送、インターネット、光電話等のサービスを開始します。

6. 自主放送番組について

平成27年4月からイオ光テレビの12チャンネルで自主放送、文字放送、データ放送を開始します。11チャンネルの文字放送は、平成27年3月で終了します。

7. イオ光サービス移行後について

- 1) 現STBは使用しません。
- 2) アナログテレビでの視聴はできません。
視聴する場合、簡易デジタルチューナーまたはブルーレイ、DVDレコーダーの設置が必要です。

3) KCVのメールアドレスは使用できません。

4) リクエスト放送は行いません。

8. テレビ大阪の視聴について

平成27年4月からイオ光テレビでもご覧いただけます。

9. ケーブルテレビ加入者数について

加入者数	平成23年10月末	平成26年10月末
基本サービス	9,480	8,852
インターネットサービス	4,511	3,386